

坂戸市空き家改修工事等補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、空き家の改修工事及び家財処分（以下「改修工事等」という。）を行う者に対し、空き家の改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、空き家の有効活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての住宅であって当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）及び長屋であって、補助金の交付の申請時に居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 改修工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者が施工する居住部分の修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (3) 家財処分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は同項に規定する一般廃棄物処分業者が内部にある電化製品、家具、食器その他の家財道具（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を除く。第7条第2号において同じ。）を処分することをいう。
- (4) 入居者 売買契約の締結により新たに空き家の所有者となる者をいう。
- (5) 入居予定者 新たに空き家の所有者となることの同意を得ている者（前号に該当する者を除く。）であって、当該空き家の改修工事等が完了するまでに売買契約の締結を行うものをいう。

（補助対象物件）

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件を満たすもの（空き家の改修工事等により第2号イに掲げる要件を満たすこととなるものを含む。）とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に適合していること。

(2) 次のいずれかに該当する空き家であること。

ア 昭和 56 年 6 月 1 日以後に着工された建築物

イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅であつては、地震に対して安全な構造であると市長が認めるもの。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象者は、空き家に居住しようとする所有者等（空き家の所有者又は相続により空き家の所有者となる見込みである者をいう。第 7 条第 1 号キにおいて同じ。）、入居者又は入居予定者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

(3) 坂戸市暴力団排除条例（平成 24 年坂戸市条例第 29 号）第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者でない者

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（次条第 1 項において「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の改修工事等に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 居住の用に供する部分以外の部分に係る改修工事等に要する経費

(2) 設計費及び法令に基づく申請等に係る手数料

(3) 浄化槽の設置、撤去等に要する経費

(4) 空き家の改修工事を伴わない家財処分に要する経費

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、40 万円を限度とする。

2 補助対象物件が坂戸市空き家バンク事業実施要綱（平成 27 年坂戸市告示第 261 号）第 2 条第 3 号に規定する空き家バンク（次条第 1 号クにおいて「空き家バンク」という。）を利用して取得した空き家である場合における補助金の額は、前項に規定する額に 10 万円を加えた額とする。

3 補助金の交付は、1 人につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、坂戸市空き家改修工事等補助

金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、当該空き家の改修工事等の着工の日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事 次に掲げる書類

- ア 付近見取図、配置図、平面図及び改修工事の方法を示す設計図書
- イ 空き家の改修工事に要する費用の見積書の写し
- ウ 空き家の外観及び改修工事等を行う箇所の写真
- エ 入居者にあつては、売買契約書の写し
- オ 入居予定者にあつては、新たに空き家の所有者となること及び空き家の改修工事を行うことの同意を得たことを証する書類
- カ 住民票の写し
- キ 所有者等にあつては、補助対象物件の所有者が確認できる書類
- ク 空き家バンクを利用して住宅取得をした場合にあっては、空き家バンクを利用して住宅取得をしたことが確認できる書類
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財処分 次に掲げる書類

- ア 家財処分の方法を示す図書
- イ 家財処分に要する費用の見積書の写し
- ウ 一般廃棄物処理業の許可証の写し
- エ 家財処分をする家財道具の写真
- オ 入居予定者にあつては、家財処分を行うことの同意を得たことを証する書類
- カ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市空き家改修工事等補助金交付・不交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、坂戸市空き家改修工事等変更承認申請書（様式第 3 号）に第 7 条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければ

ならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは、坂戸市空き家改修工事等変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、改修工事等を取りやめるときは、坂戸市空き家改修工事等取りやめ届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、改修工事等の完了後1か月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、坂戸市空き家改修工事等完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家の改修工事等に係る契約書の写し

(2) 空き家の改修工事等に要した費用の領収書（明細書を含む。）の写し

(3) 空き家の改修工事等を行った箇所の完了後の写真

(4) 第7条の規定により同条第1号オに掲げる書類を提出した者にあつては、売買契約書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂戸市空き家改修工事等補助金確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに坂戸市空き家改修工事等補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
 - (2) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以内に当該補助金の交付決定に係る補助対象物件を取り壊し、又は売却したとき。
 - (3) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき。
- (委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。